項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項の次に次の一項を加える。

25　法附則第十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年国土交通省令第六十四号）第十七条第一号ロに掲げる雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号の記載された検査済証その他の当該雨水貯留浸透施設が法附則第十五条第八項に規定する雨水貯留浸透施設であることを証する書類の写しとする。

附則第七条第八項に次のただし書を加える。

ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。次項において同じ。）を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

附則第七条第九項に次のただし書を加える。

ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

附則第八条の三の二を削り、附則第八条の三の三を附則第八条の三の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（法附則第三十条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等）

第八条の三の三　法附則第三十条第一項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる軽自動車で当該軽自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条において「自動車検査証」という。）に当該軽自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。

2　法附則第三十条第一項第二号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第二十八条第百三十三項の基準とする。

3　法附則第三十条第一項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる軽自動車については同表のイに掲げる値、同表のニに掲げる軽自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない軽自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している軽自動車とする。

4　法附則第三十条第二項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率（同法第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）とする。

一　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第一号に掲げる乗用自動車　乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車　貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

5　法附則第三十条第二項第一号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる軽自動車　同表のイ窒素酸化物の欄に掲げる値

二　細目告示第四十一条第一項第三号の表のニに掲げる軽自動車　同表のニ窒素酸化物の欄に掲げる値

6　法附則第三十条第二項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一　自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（以下この条において「実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第八項第一号において「平成三十二年度燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二　窒素酸化物の排出量が前項第一号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

7　法附則第三十条第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一　実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（第九項第一号において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準三十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二　窒素酸化物の排出量が第五項第二号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

8　法附則第三十条第三項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百以上百二十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準達成車であることが記載されていること。

二　窒素酸化物の排出量が第五項第一号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

9　法附則第三十条第三項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車、平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二　窒素酸化物の排出量が第五項第二号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

附則第八条の四を次のように改める。

第八条の四　削除

附則第二十二条の四第一項及び第二十四条の二第二項中「第十五条第一項第十二号」を「第十五条第一項第十三号」に改める。